金機構の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Deputy of President : Takemi Furuya, Procurement Management Department, Japan Pension Service

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Preliminary survey and line connection work of telephone equipment associated with telephone line switching (the Chiba Office and other 79 Offices) [Minamikanto], 1 set

⑷　Performance period : From date of contract through 31 March, 2024

⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

①　It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.

②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

③　Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Service" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2022, 2023, 2024

④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥　Prove to have no false statement in tendering documents

⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧　Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺　Time-limit for Tender : 6 : 00 PM, 27 March, 2023

⑻　Contact point for the notice : Aoi Ikemoto, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaidonishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事に係る落札決定及び契約締結については、当該工事に係る令和５年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和５年２月14日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和５年度那覇空港護岸改良工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　沖縄県那覇市鏡水地内（那覇空港制限区域内）

⑷　工事内容　構造物撤去工、基礎工、被覆工、上部工、消波工

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和６年３月25日まで

⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑿　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⒀　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、令和４年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

⒁　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⒂　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒃　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

⒄　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

⒅　本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「構造物撤去工、基礎工、上部工、被覆工、消波工」（※石材及び消波ブロック運搬、足場工、目地工、コンクリート打設を除く）に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における令和５・６年度空港等土木工事の一般競争参加資格の定期受付に係る申請を行っていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、開札の時までに上記一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。